

一、赤松君を社民党労働党共同公認候補として第一区より推す事。

(新聞では今迄彼を社民党候補としておたが、それを無産党候補と改めす事)。

二、選挙事務局長には社民党師義三君を推す事。

三、選定委員、林士四、糾察隊は両党共同で選出、組織す事。

四、共同委員会―恒久的―を設け、共同委員決定。

五、労働党、多田、野副、高橋、社民党、大友、相井君を在野外に事務局長。

(この会合后大場旅館に於て非公開的共同委員会を開き、連日、林士四、事務所、法定委員、松田、山田、其他文書の決定等を行つた。尚都合により事務長の師君を袖井君に変更した。)

(亦五日各支部代表に對して共同闘争の意義を徹底せしめた。)

更に引續き、七日朝赤松君、米仙を供て

イ、政策、スローガンの決定、(政策は我党の案をとり且ツスローガンは我

党のもの、及彼の「働く民衆に生活を保証せよ!」富家に重税働く者に減税

をとり、尚「凡ての人民に自由を争へよ!」は漸く「人民を民衆」に改める事に

して採用せしめた。

只宣言推薦状は赤松君原案をとり、共同委員会で審議決定す事。

等を行ひ、赤松君は当夜帰京した。

(政策、スローガン宣言推薦状は別紙参照)

かく我党提案の政策、スローガンが全部社民党側に容れられたのは、社民党側

にその準備が不充たつたにもよるが、労働党を利用せざるを得ない為であ

つて、本選運動の選挙力能、当選第一主義を徹底したものである。

我党は、選挙運動の選挙力能、当選第一主義を徹底したものである。

が選挙運動の選挙力能、当選第一主義を徹底したものである。

この頃、於ては社民党では共同闘争を避けんとする者は見えなくなつたが

初頭に於ては之を避けんとする傾向を見せつゝあつた。我党はこの選挙戦

を共同で戦ふ事により、全国的合同運動促進に努力せんとし、地方的には社民

党大衆は極めて少数で、選挙問題は重要でない。共同闘争に社民党を引ずる

事に努力したのであつた。

かくて二月一日第一回政見発表演説会を開いた。